

## 災害時における人的被害情報の公表方針について

県では、近年の大規模災害が頻発している状況等を踏まえ、今後、大規模災害が万一県内で発生した際に、迅速な人命救助に対応できるよう、災害時における人的被害情報の公表方針を定めることといたしました。

### <公表方針の概要>

次の全てに該当する場合に、茨城県個人情報の保護に関する条例第9条第2項第4号の「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき」に該当するものとして、行方不明者又は安否不明者の氏名及び市町村名の提供を行う。

ア 行方不明者又は安否不明者の生命を保護するため、緊急かつやむを得ないとき  
イ 救出・救助活動を行うため、所在情報を入手する必要があるとき

<※公表方針の概要：別添資料参照>